

# 地域の居場所 運営の手引き



令和7年4月

紀美野町保健福祉課

# 1.居場所づくりについて



## 1.居場所とは

「居場所」の定義はさまざまですが、ここでは、高齢者等の孤立や閉じこもりの防止、介護予防と自立支援を促進し、住民同士のつながりや支え合いを創出する拠点として、地域や世代を限定せず、誰もが自由に参加できる集いの場とします。

## 2.居場所に求められる姿

①いつでも立ち寄れて、いつでも帰ることができる

—参加者の気持ちに寄り添い、その気持ちを尊重する—

②誰もが参加できる

—多世代で、様々な立場の人を幅広く受け入れる—

③時間を自由に過ごすことができる

—プログラムがあってもなくてもよい。参加する人の自由を尊重する—

④経験や能力を生かすことができる

—自分の役割を見出すことで、いきがい生まれる—

⑤自分の存在を認識できる

—ありのままの自分が受け入れられ、自分らしく過ごせることが安心感につながる—



お互いさまの気持ちで、互いの困りごとを  
自分のことに感じ、助け合いへと発展します

居場所から助け合う、互助の関係へ・・・



### 3.居場所の効果

人と人のつながりが生まれると・・・

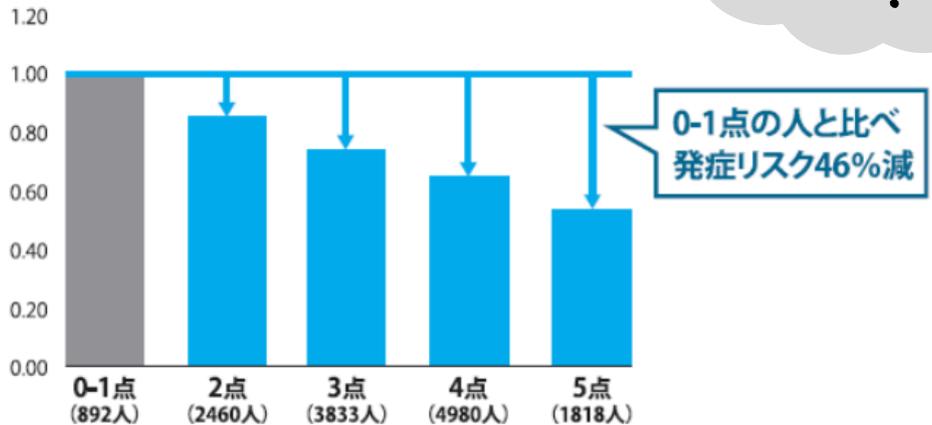


居場所の効果  
いっぱい！

#### ■つながりの多様性と 認知症発症リスク

「配偶者あり」「同居家族との支援のやりとりあり」「友人との交流あり」「地域のグループ活動への参加あり」「就労あり」の5項目を集計し、「0-1点」と比べた「2点」「3点」「4点」「5点」の認知症発症リスクを推定

注)年齢、性別、教育歴、等価所得、糖尿、脳卒中、抑うつ、主観的認知障害、手段的自立、歩行時間、趣味の影響を調整



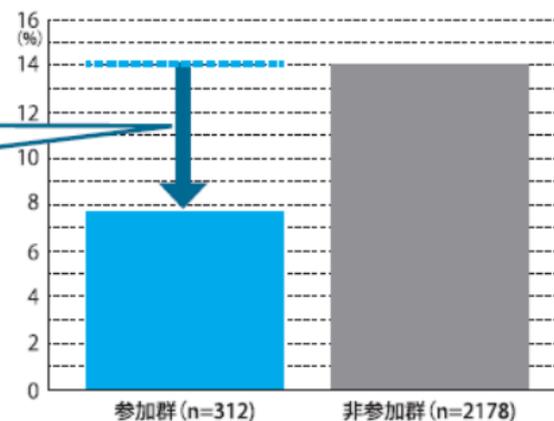
日本老年学的評価研究プロジェクト(2003年、要介護認定非該当者の65歳以上男女を対象にした調査データから、その後の認知症を伴う要介護発生状況を追跡)より

#### ■サロン参加群で要介護認定が低い ～5年間を追跡した結果～

5年間で要介護認定率は  
約半分(6.3%ポイント)  
抑制されていた

\*5年間のコホートデータを使用。  
約2400人を解析した結果。

\*注:コホートデータ:同じ属性条件の集団



2007年から2012年  
までの5年間の  
要介護認定率を  
参加群と非参加群で  
比較した

地域づくりによる介護予防を推進するための研究(27410101) Hikichi H, Kondo N, Kondo K, et al.(2015)Journal of Epidemiology and Community Health(10.1136/jech-2014-205345)

出典：2019年1月「居場所ガイドブック」公益財団法人さわやか福祉財団

## 2.活動にかかる補助制度について

### 1.地域の居場所運営事業補助金の対象

地域の集会所や公共施設、空き家、空き店舗等で、居場所として占有できる町内の建物等のスペースのうち、高齢者同士や各世代間との交流を図るために自由に使える場で、支え合いの拠点となる居場所の運営にかかる費用を補助するもので、地域に貢献した活動をしている団体等により運営される居場所を対象とします。かつ、その居場所の運営にあたり、本町生活支援コーディネーターと連携を図ることを要件とします。

### 2.補助の要件

- ①本町において開設し、地域住民等が主体となり運営する地域の居場所であること
- ②原則月2回以上、1回3時間以上開催し、かつ、同一場所で3年以上継続的な運営が可能であること
- ③65歳以上の高齢者を中心として、1回の開催にあたり本町に住所を有する者5人以上の参加が見込まれていること
- ④特定の趣味活動、サークル活動でないもの
- ⑤原則として、飲食費、材料費等の実費負担を除き、利用料が無料であること
- ⑥営利を目的とする活動、政治的・宗教的活動、その他これに類する行為を行わないこと
- ⑦地域の居場所として登録し、開設情報等を公表できること

※本事業と同内容の補助・助成を受けている、又は受ける見込みのある場合は対象外

### 3.補助の対象経費・補助額

区分	対象経費	補助額
設置に関する費用	軽微な修繕や備品の購入に要した費用	10万円（各団体1回限り）
運営に関する費用	居場所となる施設の賃借料、光熱水費、通信費、講師等への謝礼金、資料代、居場所の広報に要する経費、その他居場所の運営に要する費用	5千円×活動月数※

※各月の10日における設置状況を基準とする

#### <対象とならないもの>

- ・居場所の運営にかかる人件費、食材費、飲食費（弁当代や菓子代など）
- ・町のその他の補助金等の対象となっているもの
- ・社会通念上、公金を支出することが適当でないもの
- ・これらのほか、町長が適当でないとするもの



## 3.補助金事務手続きの流れ



### ①事業計画書、収支予算書を町に提出する

申請書を提出してください。



【提出書類】 ①補助金交付申請書、②事業計画書、③収支予算書、  
団体規約、団体名簿（変更時も提出ください）

町から補助金交付決定通知を受け取る

### ②補助金交付請求書を町に提出する

補助金交付決定書にもとづき、請求書を作成します



【提出書類】 ④概算払（前払金）請求書

町から補助金を交付（概算払）

町から補助金が指定の口座に振り込まれます

### ③居場所を運営



※毎回実績（活動日、時間、内容、参加人数、年代、町民の区別など）を記録してください

### ④実績報告を町へ行う



補助事業完了後、事業完了の日から30日以内、または当該完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出してください

【提出書類】 ⑤実績報告書、⑥事業活動報告書（実施内容）  
⑦収支決算書 ※領収書の写しを添付

※補助金交付に関する関係書類は、5年間は保管しておいてください

町から補助金交付額確定通知が送付される

### ⑤補助金を精算する（差額が生じた場合）

概算で事前に支払った補助金の金額よりも確定額のほうが低い場合、差額を返還していただきます。町から返還用の納付書を送付しますので、金融機関で納付してください。

## 4.補助金についての留意事項

- ①対象経費となる物品等を購入した場合は、団体名で領収書をもらうようにしてください。
- ②1個あたり3万円以上の物品は、備品として管理してください。減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に規定する減価償却期間を過ぎずに事業を廃止する場合、備品の残存資産額を返還していただくことがあります。
- ③提出いただいた書類は返却できません。控えが必要な場合は、写しをとっておいてください。

## 5.その他

- ・活動の補助を受けた地域の居場所は本町に登録し、その開設状況について町広報やホームページ等で広く町民に公表し、参加を促進します。
- ・安心して活動できるよう、ボランティア活動保険などになるべく加入してください。
- ・居場所の活動などにおいて、お困りごとを耳にしたり、様子が気になる人の情報を得たときは、民生委員さんや保健福祉課までお知らせください。居場所での気軽な見守りが、住み慣れた地域で安心して生活できるまちへとつながります。
- ・活動の補助を受けた団体は、紀美野町が主催するフォーラムや報告会等への参加にご協力をお願いします。



### 紀美野町保健福祉課

☎640-1121 紀美野町下佐々1408番地4  
電話：073-489-9960 / FAX：073-489-6655  
メール：hofuku@town.kimino.lg.jp（保健福祉課代表）